

平成28年12月25日制定

# 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

## PD公認審判員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟PD公認競技会競技規程（以下「PD競技規程」という。）にしたがって開催されるPD公認競技会及びPD承認競技会（以下「PD公認競技会等」という。）の審判員について定めることを目的とする。

(PD競技会の審判員)

第2条 PD競技規程第17条により、PD公認競技会等における審判員は、特にPD事業本部が承認した場合を除き、この規程によって登録された審判員（以下「PD公認審判員」という。）によらなければならない。

(PD公認審判員の級及び資格)

第3条 次の3種類に区分する。

- (1) A級公認審判員 (PD資格のPD1資格を有している者)
- (2) B級公認審判員 (PD資格のPD2以上の資格を有している者)
- (3) C級公認審判員 (PD資格のPD3以上の資格を有している者)

(PD公認審判員の競技歴)

第4条 PD公認審判員は、次の資格を持った現役引退者でなければならない。

A級公認審判員は、スタンダード、ラテンのうち、どちらか年間全日本P

Dランキング6位以内の成績を2回以上獲得の経験を有する者、及びそれと同等以上の者。

(2) B級公認審判員は、スタンダード、ラテンのうち、どちらか以下のいずれかに該当する者、及びそれと同等以上の者。

① 年間日本PDランキング12位以内の成績を2回以上獲得の経験を有する者。

② 年間PDブロックランキング3位以内の成績を1回以上獲得の経験を有する者。

③ 年間PDブロックランキング6位以内の成績を2回以上獲得の経験を有する者。

(審判できる範囲)

第5条 審判できる範囲を次のように区分する。

(1) A級公認審判員は、JDSF統一級競技会のすべて、PD公認ランキングポイント競技会、PD公認ブロックランキングポイント競技会及びPD承認競技会のすべて。

- (2) B級公認審判員は、JDSF統一級メイン競技会を除くJDSF統一級競技会のすべて、PD公認ブロックランキングポイント競技会及びPD承認競技会のすべて。
- (3) C級公認審判員は、B級以下のJDSF統一級競技会及びPD承認競技会のすべて。

#### (申請資格基準)

第6条 第4条の競技歴を有するほか、次の各項のすべてに該当しなければならない。

- (1) PD会員登録をしている21歳以上65歳未満（申請時）の者。
- (2) JDSF及び所属団体の規約規程類に照らし、重大な違反歴がない者。
- (3) PD資格のPD3以上の資格を有している者。

#### (資格審査)

第7条 認定申請を受けて、PD審判部において資格審査を行い、その結果をPD管理本部に連絡をしなければならない。なお、資格審査は年1回以上行うことを原則とする。

#### (初期研修)

第8条 前条の資格審査に合格した者は、次の初期研修を受け、これに合格しなければならない。

- (1) 審判基準、ダンス理論、競技規則、採点管理、競技運営、審判員として心構え等の研修
- (2) 審判実技研修及び実務研修
- (3) その他

#### (PD公認審判員登録)

第9条 第7条のPD資格審査に合格し、前条の初期研修を終了した者は、PD管理本部の審議を経て、PD公認審判員として登録しなければならない。

#### (PD審判員登録料)

第10条 PD公認審判員登録料については別に定める。

#### (定期研修と臨時研修)

第11条 登録されたPD審判員は、PD審判部が年1回以上実施する定期研修、及び必要に応じて実施する臨時研修を受けなければならない。（更新ポイントは2ポイント/年、更新取得したポイントの期限はないものとする）ただし、A級及びB級審判員以外はこの限りではない。

#### (罰則)

第12条 登録されたPD審判員が、次の各号に該当する場合は、登録の取り消し、相当の間の資格の停止及び戒告等を行う。登録の取り消しの決定は業務執行理事会の承認を経て、会長がこれを行う。

- (1) 選手等から金品の授受、供応を受けたとき。
- (2) PD公認審判員としての品位を著しく傷つけたとき。

- (3) JDSF—PD審判部に依頼申請書を提出せずに審判を行ったとき。
- (4) JDSF—PDの規約、規程等に重大な違反行為があったとき。
- (5) 競技者支援要員としてドーピング検査違反にかかわった場合、日本ドーピング防止規程により審判員資格を永久停止する。また、本連盟ドーピング防止規則により、与えた損害についてはJDSFの請求に従い、賠償するものとし、状況によってJDSFは罰金を科す。
- (6) 申請の内容に重大な不正があったとき。
- (7) 第6条のPD申請資格基準を満たさなくなったとき。
- (8) JDSFの決定した事項に従わなかったとき。
- (9) その他、審判の起用に対する要求をしたとき、審判の依頼に対して不当な理由で断ったとき。

(弁明)

第13条 前条により、罰則を受けた者が、その決定に異議ある場合は、業務執行理事会において弁明することができる。

(PD公認審判員の昇級)

第14条 第4条に関わらず、審判の経験、技量、見識に優れていると認められたPD公認審判員は、PD審判部が推薦し、PD管理本部の審議を経て、昇級することができる。昇級に関する事項は別に定める細則によるものとする。

(WDSF又はWDSF—PD公認審判員候補推薦)

第15条 WDSF又はWDSF—PD公認審判員候補推薦に関しては、別に定める細則によるものとする。

(PD公認審判員の定年)

第16条 PD審判員の継続登録が出来るのは75歳以下の者とする。但し、実技研修に合格した者は継続することができる。(次回以降の実技研修お3年毎に行う)

(PD公認審判員の派遣)

第17条 主催団体からのPD公認審判員の派遣依頼を受けて、PD事業本部はPD公認審判員を派遣する。人選はPD審判部で協議し、PD審判部長がこれを行う。

(派遣費)

第18条 派遣費用は、JDSFの規程に従う。

(その他)

第19条 次による。

- (1) この規程に関わらず、学連が主催する競技会については、その運営の自主性が尊重される。

- (2) 第4条の現役引退者とは、PDランキングポイント競技会に出場していない者をいう。
- (3) 第7条、第9条、第14条、第16条、の規定に関し、PD管理本部の関係規定が適用されるまでの間は、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年12月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年10月24日から一部改定。
- 3 この規程は、2019年10月27日から一部改定。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟  
P D 公認審判員昇級に関する細則

(目的)

第1条 この細則はP D 公認審判員規程第 14 条に基づき、P D 審判員昇級に関する具体的なことを定めたものである。

(昇級基準)

第2条 P D 審判員昇級の基準は以下のとおりとする。

- (1) P D 審判員経験 10 年以上又は同等の経験を有するもので、真摯な姿勢で審判を務めた者。
- (2) 第11条に基づきP D 審判部が開催する年間技術研修会(公認及び承認)に積極的に参加し技術習得に継続的に取り組んだ者。
- (3) P D 審判員としての見識に優れ、品位を備えていると認められる者。

(1 等級昇級)

第3条 昇級は原則として 1 等級とする。ただし、特別に優秀と認められる者は 2 等級以上の昇級を認める。

(昇級非対象者)

第4条 P D 公認審判員規程第 12 条(罰則)に該当する行為を行った者は昇級の対象者とならない。

(昇級推薦)

第5条 P D 審判部は、本細則第 2 条の 3 項目をすべて満たされている昇級候補者がある場合には、P D 管理本部に推薦する。

(P D 管理本部承認)

第6条 P D 審判部から推薦された昇級候補者はP D 管理本部の審議を経て昇級する



# 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

## PD公認審判員派遣に関する実施要領

### (目的)

第1条 この実施要領は、PD公認審判員規程第17条に基づき、PD公認競技会及びPD承認競技会（以下、PD公認競技会等という）へのPD公認審判員派遣業務がPD競技規程及びPD審判部会での決定事項に則り、公正且つ迅速に行われるために明確にすることを目的とする。

### (派遣担当業務)

第2条 PD審判部内に派遣担当係を設置し、派遣担当者がPD公認・承認競技会へ派遣するPD審判員（以下派遣PD審判員という）の人選を行い、PD審判部会に提案する。また派遣に関する実務を行う。

### (派遣担当者)

第3条 派遣担当者はPD審判部会においてPD審判部員から選任し、派遣担当責任者1名、派遣担当者2～3名とする。その他にブロック担当者を置くことができ、JDSF事務職員を派遣担当事務員とすることが出来る。

### (役割分担)

第4条 派遣担当者の役割分担は次のとおりとする。

派遣担当責任者	派遣担当の責任者としてJDSF公認・承認競技会及びPD公認競技会等へのPD審判員派遣担当業務を統括する
派遣担当者	PD公認審判員派遣の実務を行う。
ブロック担当者	派遣担当者の依頼のもとに、ブロック内における競技会のPD派遣審判員候補を選定し、派遣担当者に報告する
派遣担当事務員	派遣担当に関する事務的な処理を行う。 (PD公認審判員名簿、競技会派遣PD公認審判員名簿等の保管等)

### (部会承認)

第5条 PD派遣審判員はPD審判部会の議決をもって最終決定とする。

### (派遣通知)

第6条 PD審判部会の決定を受けて、PD審判部長名でPD公認審判員派遣の通知を行う。派遣通知は原則競技会開催2ヶ月前までとする。

### (派遣審判員変更)

第7条 決定したPD派遣審判員の変更は原則として認めないが、正当な理由がある場合は部会の承認を得て行う。ただし、緊急に変更する必要がある場合は、派遣担当責任者とPD審判部長の同意を得て行うことができる。

また、競技会当日に変更する必要がある場合はチェアパーソンが決定することができる。主催者への変更通知はPD審判部長が行う。

(派遣選考基準)

第8条 PD公認審判員規程第3条 (PD公認審判員の級) の級とは別にPD審判部が決めた派遣選考基準に基づき派遣を行うことができる。

(PD審判員の交代及び辞退)

第9条 派遣依頼された後、競技区分に営業的関係者(スタッフ)の出場が確認された場合は速やかにPD審判部に申し出ることとし交代をしなければならない。又、確認が当日の場合は、その区分の審判員を辞退しなければならない。

(PD専用エンブレム)

第10条 原則PD専用エンブレムは着用すること。(ただし、GD、PD審判員が混在する競技区分では使用しない。)

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年12月25日制定。
- 2 この実施要領は、2019年10月27日一部改定。